

## 公的研究費の不正使用に関する調査結果について

### 1 事案の経緯等

- 令和3年5月 26日 公益通報制度に基づく通報（研究費不正と無関係な内容）  
令和3年6月～11月 本学通報規程に基づく予備調査で研究費不正の疑いが発覚  
令和3年11月 9日 公益通報担当部署から最高管理責任者（学長）に予備調査の経緯報告  
⇒公的研究費の不正使用の疑いを把握  
令和3年12月 7日 研究費不正の調査及び調査委員会の設置を決定  
令和4年1月 27日 調査委員会設置  
令和4年11月 30日 日本学術振興会へ調査報告書を提出

### 2 調査体制等

#### (1) 調査委員

	補職名・氏名（～2022.3.31）	補職名・氏名（2022.4.1～）
委員長	研究担当副学長	中尾 泰士
副委員長	特任教授	小野 憲昭
委員	地域連携・国際担当部長 木村 潤	ひびきのキャンパス担当部長 梶原 浩之
委員	弁護士	富永 剛（学外委員）
委員	国際化推進課長 岩田 和昌	総務課長 赤塚 直人

(2) 調査期間 令和3年11月9日～令和4年10月12日

(3) 調査対象者 文学部 人間関係学科 准教授 高西 敏正

#### (4) 調査方法等

- ア 調査対象年度 平成26年度～令和3年度  
イ 調査方法・手順
- 書面調査
    - ・調査対象年度の調査対象者に係る全ての会計帳票及び証憑書類を検査し内容を確認
    - ・調査対象者に対して備品購入の動機、貸与等の状況及び出張時の具体的行動等の状況を書面により調査（出張の相手方への書面調査を含む。）
  - 実地調査
    - ・調査対象者の上記年度における購入物品のうち、学外の第三者から返却された物品、10万円以上の購入備品及び換金性の高い物品、目的外使用に供されたものと同種の物品について、管理状況を現物確認
  - ヒアリング調査
    - ・学外の第三者及び調査対象者に対し聴き取り調査（調査対象者2回<5月,8月>、学外の第三者1回<5月>）

### 3 調査結果

#### (1) 不正の種別・内容

目的外使用（私的流用）及び不適切な物品管理

#### (2) 不正の手法

研究用の物品について、大学事務局を通じて、正規の手続きにより発注・納品させ、大学事務局から調査対象者に引き渡した後、研究活動とは関係のない学外の第三者に長期間（数年間程度）貸与した。当該者が物品を所持していることを日頃から確認し、備品監査の際は、当該者から一時返却させることなどにより内部監査を欺いていた。

#### (3) 不正に係る研究費

■目的外使用（私的流用）No.3～6 304,254円 ■不適切な物品管理 No.1,2 50,220円

No.	品名	取得日	取得価格	財源
1	プリンター	H26/ 9/3	12,420円	大学自己資金
2	テレビ	H27/ 1/6	37,800円	大学自己資金
3	FAX付電話	H27/ 1/6	18,360円	大学自己資金
4	デジタルカメラ	H28/ 2/1	59,094円	科学研究費補助金
5	デジタルカメラ	H28/6/27	54,000円	大学自己資金
6	ノートパソコン	H30/1/31	172,800円	大学自己資金

#### (4) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

##### ア 結論及び私的流用の有無

下記イの判断理由により(3)のNo.3～6については、当初から研究目的ではなく、学外の第三者に貸与する目的で購入したものと目的外使用（私的流用）とし、No.1,2については不適切な物品管理と判断した。

##### イ 判断理由

###### ○ FAX付電話

ヒアリングにおいて、調査対象者から「FAX付電話については、当初から貸すつもりであった」旨の供述があった。

###### ○ デジタルカメラ

当該デジタルカメラを使用して作成したデータの提出を求めたが、研究データなど当該機器が研究に使用された証拠が提出できなかった。また、調査対象者へのヒアリングにおいて研究データが保存されていないこと及び当該機器を研究に使用したことについて合理的な説明がなかった。購入年月と貸与したと思われる日が近い。

###### ○ パソコン

初期化されていたパソコンから購入後半年程度の保存ファイル名を復元したが、研究関連と認められるものはなく、それに対する合理的な説明もなかった。購入時期(2018.1.31)と当該パソコンに最初に保存されたファイルの保存年月日(2018.5月下旬)が近く、最初に保存されたファイルは学外の第三者の関係者のものであった。

###### ○ テレビとプリンター

研究に使用したかどうかのデータの確認は物理的に不可能なこと、購入年月と貸与したとされる年月が、ある程度期間があること、「研究のために購入したものを一定期間研究に使用した後に学外の第三者に貸与した」との調査対象者の供述などを総合的に勘案し、不適切な物品管理と認定した。

## 4 発生要因

### (1) 監査方法の課題

内部監査において、調査対象の抽出件数が少数であり、実際に調査対象となる確率が小さかったこと、調査対象に該当したという通知から調査実施まで時間的猶予があることにより、貸与していた物品を返却させて調査に備えることができる等、実地調査の方法に改良の余地があり、結果として目的外使用が可能な環境にあった。

### (2) コンプライアンス意識の欠如

毎年実施している備品の自己確認において、調査対象者は全ての管理物品は自らの研究室にあると回答していたが、実際には学外の第三者に一部使用させており、調査対象者のヒアリングでも、いずれ返却してもらえれば問題ないと思ったとの発言があったことから、調査対象者の物品管理に対する倫理意識・コンプライアンス意識が欠落していた。

### (3) 使用目的の確認

内容等に疑義がある場合を除き、購入目的やどの研究のどの部分に使用するかなどは確認していなかった。

## 5 再発防止策

### (1) 不正防止の意識向上策

- ア 本学で定めている研究費不正防止ガイドラインにおいて、今回の事案（研究目的以外で第三者に物品を貸与又は贈与しないことなど適正な物品管理、違反した場合の措置など）を盛り込んだ改正を行う。
- イ コンプライアンス研修において今回の事案を盛り込んだ内容で実施し、注意喚起を行う。

### (2) 監査体制の強化等

内部監査における実地対象範囲の拡大、実施に当たっての事前の通知を可能な限り直前に実施（準備期間を与えない）

### (3) 物品管理等の強化

- ア 物品等のセルフチェック時（毎年実施）にコンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者による物品等の管理状況の聴取調査を実施
- イ 汎用性の高い物品（テレビ、デジタルカメラ、ブルーレイレコーダー等）については、購入の際に使用目的を確認

## 6 本学が公表までに行った措置

- 調査対象者の全研究費を対象に、統括管理責任者（研究担当副学長）の承認がなければ、支出できないこととした。（令和4年度分研究費から実施）
- 調査対象者について、令和5年2月7日付で、本学職員就業規則に基づき、「諭旨解雇」処分とした。